大災害裁判、第40回公判から

会社、引きのばし策謀

新たに四証人を申請

三池大災害裁判の第四十回公判は、七月三十一日午後一時から、福岡地方裁判所で開廷した。

すでに裁判は明らかに峠を越した感が深く、被告＝三井鉱山側の動きが注目されていた。案のじょう、会社はその代理弁護団を通じて、新たに四人の証人を申請してきた。会社として、大爆発遺族やCO患者に対する各種補償協定についての三池労組＝原告の主張に対し、会社側の主張を述べようというのに相違ない。事実、証人として出された顔ぶれから、諸協定は遺族やCO患者に対して十分意を尽したものだ、との主張が展開されることは明らかだ。

さて、会社側が申請した四人の証人というのは次の通りである。

（敬称は省略）

西山信太郎　当時の労働副部長、あとで部長

春田　良晴　当時鉱業所人事部労働課管理係長

上野　幸男　当時鉱業所人事部労働課管理係員

高木　治男　当時三池新労組事務局長、現新労組組合長

今、とくに原告団の間から「これは三井鉱山の見えすいた裁判引きのばしの悪ラツなテだ。無責任ぶりもはなはだしい」と、怒りの声があがっている。

要求に冷い会社

患者・遺族を切りすて？

山元交渉でも崩さぬ姿勢

CO患者・遺族から出された要求をめぐる闘いは、中央交渉にひき続いて行なった山元交渉でも、多くの折衝を重ねながら、会社は中央交渉と同様にあくまで、現行協定の維持という基本姿勢を崩さず、譲ろうとはしなかった。

CO・遺族要求は、被災労働者とその家族・遺族にとっては、命と権利を守るための重要な闘いで会社の責任を追及しながら、CO患者の完全治療、生活補償、遺族の救済の向上を求めるための協定改訂をめざすものだった。

もともと会社は、いかにしてCO患者や遺族を切りすてるか、を基本的なねらいとしており、一貫して労働者の要求を強く拒否してきたものだった。

たとえば、機能回復訓練に打ちこむ患者に不可欠な運動靴に運動服、帽子などをさえ、「実態を調査した上で支給する」などといっては支給に難色を示すなど、ことごとに冷い姿勢を押し通した。

今回の、山元における交渉事項には次のようなものがあった。

(1)入院中のCO患者全員に、付添婦をつけること。（会社＝調査したが、付添婦をつけるべき患者はいないのでつけられない。それに、つけるべき患者には労災の方からつけるべきである。拒否）

(2)入浴に家族の付添いの必要な患者については、自宅にフロを設置すること。（会社＝社宅にフロを設置するには個人負担も要り大変だから、必要な方はフロつきの社宅へ転居してもらいたい）

(3)造成職場に働くCO患者に対する作業衣は、出勤方数に関係なく全員に支給すること。（会社＝具体的には鉱業所間で話し合う）

(4)万田訓練所入所中の梶原さんについては、協定通りの取り扱いをすること。（会社＝CO患者としての取り扱いをすることはできないが、ある程度の補償は行なっていきたい）

×

以上が交渉の経過だが、山元交渉の経過からも会社は明らかに、CO患者や遺族をことごとに切りすてようとしている。

※　※

労災・職業病・公害に被災した苦しみに泣きながら、全国で果たしてどれだけの人々が生きているだろう。写真は、福岡スモンの会の人々が、裁判に闘い勝つた日の姿。資本はこのように、労働者や市民をどしどし犠牲にしながら太り続ける。

全国労災被災者集会の記

手記　CO患者家族　塚本栄子

七月十日中央で開かれた労災・職業病被災者全国集会は、暑い時期でもあり、主催者側では集まりを心配なさったそうですが、二百名の予定人員が、参加総数二百八十名と大きくふくれあがりました。この参加者数を見てもわかるように、あらゆる職場で、労働災害や職業病が増えつづけており、また労働者自身の労災・職業病に対する意識も高くなったのだと思いました。

問題提起三つ

集会では、初めに主催者の総評から問題提起がありました。

一、労災・職業病問題をめぐる現状

(イ)災害発生とその特徴

(ロ)被災者に対する加害者側の姿勢

二、労災・職業病闘争の今日にいたる経過と現状

三、当面する、私達の闘いの方向と課題について

問題提起につづいて、それぞれの職場代表・団体代表十五名の方から発言がありました。

きびしさ思う

なかでも、日本化学のクロム中毒患者の方が、仲間に支えられながらマイクの前に立ち――

「クロム闘争の初めの頃は、人様のために一生懸命に闘っていたが、その自分も肺ガン患者になろうとは夢にも思わなかった。闘う中で、自分がガンに冒されていることがわかり、苦しんでいる現状で、開胸手術を何度やったか。八月には、とても苦しい手術をまた受けなければならない。どんなに苦しくとも、頑張って生き抜く」と、苦しい息の下から、ときれとぎれに訴えられました。

生きて闘うことは同じでも、このようにきびしい闘いをしておられるクロム患者さん。こんなにもきびしい闘いが、三池の大災害裁判原告団の私たちにできるだろうか。

私たちには三池労組がある。支えてくださる、全国の皆さまがある。それが、あるいは私たちの闘いにきびしさを足りなくしているのではなかろうか――、と反省させられたのでした。

時間が足りない中、私も三池の原告団として発言させてもらいましたが、とてもいい交流となりました。

終りのまとめ

終りに、総評から次の四点にわたるまとめが報告されました。

一、労災裁判闘争救援基金制度をもうける。

組合に加入していない人などが起こす裁判費用を、百万円限度に貸しつける。各県評の労災対策本部に申し込むことにして、年内には発足させる見込み。

二、今後各職場で、安全衛生研修会など積み重ねる。

三、十二月三日～五日に、労災職業病防止中央研修会を、栃木県の鬼怒川温泉で開く。四日は、参加者の交流会に。

四、労災・職業病被災者の全国組織について。

被災労働者を、労災法で、三年くらい前までは労災・職業病被災者として認めてきた者でも、この頃はどんどん切り棄てる。この実状をふまえながら、そのような被災者の全国組織を、今年じゅうには結成したい。

このまとめをじめくくりとして集会を終りましたが、私にはとても有意義なものでした。

うれしい声援

皆さんと別れるとき、参加者の中から私のところによってきて、「三池は頑張って下さい。三池があったからこそ、今の私たちの闘いがあります」、またある人は、「集会に、迷いながら参加したけれど、三池の報告を聞いて勇気づけられました。これからもっと、三池に負けず頑張ります」、と私の手を取って下さいました。通りすがりには、足をとめて「頑張って下さい」と皆さんはげまして下さいました。

私もまた、今後更に皆さんに負けないように勝訴の日まで闘い抜かなければ……と決意しました。全国の皆さん、共に頑張りましょう。

×

なお今回の集会への参加者は、単産関係＝十七名、単組関係＝四十二名、諸団体関係＝三十一名、県評関係＝八名で、合計二百八十七名にのぼりました。

三池があり、闘いがある

まなぶの友から――

沖前組合長へ便り

「三池にまなぶ婦人集会ではお世話になり、本当にありがとうございました。

〝まなぶ〟を読み始めて七年、資本主義とは何か、労働者とは何かを知り、日々の職場で一つひとつの攻撃に怒りを持ち、精一ぱい抵抗して闘ってきたつもりでした。

私が職場に入った十年前は、六名いた仲間が死亡・退職の度びに〝定員減〟という合理化攻撃にあい、今は三名。仲間同志の対立がつくられ、私との分断がはかられ、何からはじめれば良いのか迷うことばかりでした。灰原さんや塚元さんの本を読み、そんな中で『三池に行かないか』といわれ、その地で学ぶことができ、本当に幸せでした。

最初に見た映画で涙を流し、主婦会のお話しにまた涙。資本主義は人殺しの社会といい切り、あたりまえのことをしているだけ、という主婦会の人々。

帰ってから全逓の全国大会の議案書を読むと反独占の言葉がなくて、職場闘争はしてはいけないとして長期抵抗路線の否定になっています。最大限仲間と討論しながら、これで良いのか話し合っていきたい、と思います」（北海道足寄郡陸別町中斗満、**伊藤よし子さん**から。なお沖前組合長には長野市若里北市三四一一一の**山崎美智江さん**からと、鹿児島市鴨池二一二八―二一七〇六の**姶良ミヤ子さん**からも寄せられています）

原告団消息

6月31日　中山岩男さん（CO患者）曙病院に入院。

7月3日　みいけ、原告団編集会議。

6日　原告団事務局会議。この日職名変更希望者集会。

12日　原告団代表、逝去者の初盆供養に。この日から、坑内復帰者（田中一也さんと田中正人さん）一カ月間訓練のため坑外作業へ。